

キャリアアップ助成金「正社員コース」 支給額や加算措置等が拡充!

非正規雇用労働者の能力開発を通じ、正社員化を進める事業主に対して助成を行う、キャリアアップ助成金「正社員化コース」ですが、2023年11月に助成内容が見直され、助成額等の拡充が行われました。今回は概要および変更点についてご紹介します。

キャリアアップ助成金 (正社員化コース)

「キャリアアップ助成金(正社員化コース)」は、就業規則などに基づき、有期雇用労働者などを正規雇用労働者に転換または直接雇用した場合に助成が行われます。今回、見直された点は以下です。

- 助成金額の拡充
- 有期雇用労働者における雇用期間の要件緩和
- 新たに正社員転換制度／多様な正社員制度※の導入に取り組む事業主に対する加算

※勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度

【変更内容の適用】

今回の変更後内容の適用対象は、2023年11月29日以降に正社員化した場合に限られ、それ以前の転換の場合は変更前の内容が適用されます。

【対象となる労働者】

就業規則等で、賃金の額または計算方法が正規雇用労働者と異なる雇用区分の適用を、通算6ヶ月以上受けて雇用される有期雇用労働者または無期雇用労働者(3年以内の上限要件が廃止)。

【対象となる事業主】

要件は以前と比較しだれども大きく変更はありませんが、助成金額が合計80万になっていることに留意しておく必要があります。

- 第1期にあっては6ヶ月以上、第2期にあっては1年以上の期間、継続して雇用し、当該労働者に対して各支給対象期分の賃金を支給した事業主であること
- 転換後6ヶ月間の賃金を、転換前6ヶ月間の賃金より3%以上増額させている事業主であること。また、第2期に係る支給申請においては、対象労働者の賃金を第1期と比較して合理的な理由なく引き下げていない事業主であること

【支給額】一人当たりの助成額

第1期と第2期(転換後6ヶ月後と12ヶ月後)に分割され、合計支給額は増加しました。

企業規模	正社員化前 雇用形態	有期雇用労働者	無期雇用労働者
中小企業		80万円	40万円
大企業		60万円	30万円

※1年度1事業所当たりの支給申請上限人数20名

※支給対象期間は12ヶ月(2期)となり、6ヶ月(1期)あたり上記金額の半分が助成されます。

【加算措置】

制度規定による加算措置が拡充されました。

- 正規雇用労働者への転換等制度を新たに規定し、有期または無期雇用労働者等を転換等した場合
中小企業20万円(大企業15万円)
- 多様な正社員制度を新たに規定し、有期または無期雇用労働者等を転換等した場合
中小企業40万円(大企業30万円)

【手続きの流れ】

支給申請が2回に分けられている点が変更点ですが、それ以外は従来通りです。

- (1) キャリアアップ計画の作成・提出
- (2) 就業規則、労働協約その他これに準ずるものに転換制度を規定
- (3) 就業規則等に基づく正規雇用への転換・直接雇用の実施
- (4) 転換・直接雇用後の賃金の支払い
- (5) 支給申請
- (6) 審査、支給決定

この他にも細かい支給要件がございます。詳細は厚生労働省ホームページをご確認ください。

出典:厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html